下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会
（平成１８年度第２回）議事要旨

第１　日時

平成１８年１１月１０日（金）午後１時３０分

第２　場所

仙台高等裁判所第２会議室

第３　出席者

（委　員）　阿部則之（委員長）・小西敏美・鈴木宏一・野家啓一

（庶　務）　佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）　秋葉仙台高裁事務局長

第４　議題

１　平成１８年度第１回仙台地域委員会議事要旨の確定について

２　提供された情報の取扱いについて

第５　議事

１　平成１８年度第１回仙台地域委員会議事要旨の確定について

庶務案について，審議の上，確定された。

２　提供された情報の取扱いについて

(1)　情報の提供方法について

冒頭，庶務から，情報収集の周知依頼に当たっては，今回も委員長名の書簡を各弁護士会に送付し，弁護士会が情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう周知依頼した

ところであるが，今回，寄せられた情報は，弁護士会から会長名の送付書により一括送付されたものであり，また，当初は写し（コピー）で提出され，後日原本と差替えがなされたものや，添付書類の提出漏れがあり，後日追完されたものなどもあった旨の報告がなされた。

⑵　Ａから提供された情報について

前回の再任以前の情報であることから，中央の委員会へは送付しないこととされた。

⑶　Ｂから提供された情報について

段階的評価部分の記載しかないので，中央の委員会へは送付しないこととされた。

⑷　Ｃから提供された情報について

情報収集に関する地域委員会の役割等について議論がなされ，「地域委員会は裁判官の再任の適否を決めるわけではなく，情報を収集し中央の委員会へ提供するのが役割なので，寄せられた情報の重さ，重要性の程度が軽い場合でも，指名の適否に関して全く影響のない情報ではなく，淡々と中央の委員会へ上げるべきである。また，弁護士としては，個々の事件の情報を提供するほかないが，同様の情報が他からも上がってきているとか，あるいはそれを否定する評価情報が上がることにより，総合的に中央の委員会で判断できるようになる。この情報についても，個別事件の一方当事者の見方，情報ではあるが，指名の適否に関して無意味な情報ではなく，十分に意味のある情報であり，中央の委員会への送付が相当である。また，送付に際して，地域委員会の意見を付する必要もないと思う。」，「一方当事者に対して不公平さを疑わせるようなことは問題であり，情報としての価値はあり，中央の委員会への送付が相当である。」との意見や，「提供された情報が具体的な事実を指摘して裁判官の資質能力に疑問を呈するものである場合でも，そのまま中央の委員会に送付するのではなく，指摘された事実の的確性について検

討し，裁判官の資質に影響を及ぼさない点が指摘されている場合には，その点も吟味し，地域委員会としての意見を付して中央の委員会に送付すべきである。」，「提供された情報で指摘された点が事実に基づいたものかどうかの判断は，地域委員会でもある程度行わなければならないと考える。そして，中央の委員会へ送付する際にはその点に関する意見を付するのが相当である。この情報については，中央の委員会へは送付するのが相当であるが，あくまでも個別のケースに基づいた一方当事者の見方であるということや，指摘されているような当事者の主張に対する裁判官の意見を事前表明した点については，必ずしも裁判官としての適格性の当否に直接影響するとも思われない，などの意見を付して送付してはどうか。」などの意見が出され，その上で，提供された情報で触れられた判決，審判書等について，その全文写しを裁判所から取り寄せ，また，中央の委員会への送付書において付すべき当委員会の意見案を委員長において作成した上，次回の委員会において，再度審議することとされた。

(5)　Ｄほかから提供された４件の情報について

いずれも中央の委員会へ送付することとし，送付書に付する当委員会の意見については，委員長において意見案を作成した上で，次回に審議することとされた。

第６　次回の予定について

１１月１７日（金）午後零時１５分